

静岡市発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針

1 ICT活用を推進する工種

国土交通省におけるICTの全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、現場の生産性向上を図るため、静岡市が発注する建設工事において、以下のとおりICT活用の推進を図るものとする。なお、運用にあたっては、別に定める試行要領により実施するものとする。

1-1 ICT活用を推進する工事

静岡市が発注する建設工事における下記の工種とする。

- (1) 土工（当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。）
 - ・河川土工、道路土工
 - ・作業土工（床掘）
- (2) 舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）
 - ・不陸整正工
 - ・下層路盤工
 - ・上層路盤工（加熱瀝青安定処理材は除く）
 - ・切削オーバーレイ工
 - ・路面切削工
- (3) 地盤改良工（当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。）
 - ・路床安定処理工
 - ・固結工（中層混合処理）
 - ・固結工（スラリー攪拌工）
- (4) 法面工（当該工種のICT活用工事を「ICT法面工」という。）
 - ・植生工
 - ・吹付工（コンクリート、モルタル）
 - ・吹付法枠工
- (5) 付帯構造物設置工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。）
 - ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
 - ・基礎工（護岸）
 - ・暗渠工、管渠工
 - ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝等）
 - ・縁石工（縁石、アスカーブ）
- (6) 構造物工
 - ・擁壁工（重力式擁壁、L型擁壁）

2 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、静岡市が一体となって取組む体制を整備し、ICT活用の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、発注担当課へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

なお、実施体制の整備にあたっては、「i-Construction コンソーシアム推進協議会」及び「ふじのくに i-Construction 推進支援協議会」からの情報を活用し、技術職員の技術力向上に向けた措置を講ずるものとする。

3 ICT活用の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事

3-1-1 土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工・構造物工

ICT活用工事とは、次に示す施工プロセスにおいてICTを全面的に活用する工事である。ただし、本市においてはICT活用工事の普及を目指す目的から、何れかの施工プロセスの実施でもICT活用工事とみなす。

- ①起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

3-1-2 実施手続き及び必要な経費の計上

静岡市が発注する建設工事においては、原則、公告文及び施工条件明示事項において、ICT活用工事の適用対象であることを明示する。

ICT活用工事を実施する場合、必要な経費を計上する。

3-1-3 工事成績評価における評価

ICT活用工事を実施した場合は、工事成績評価の「創意工夫：ICT・その他」項目において加点評価するものとする。

4 ICT活用推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICTを導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

令和2年 4月 1日施行

令和2年 10月 13日改定

令和5年 4月 1日改定

令和6年 4月 1日改定

令和8年 4月 1日改定